

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年5月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2000400 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100011 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

令和 2 年に日本年金機構から「ねんきん定期便」が送付され、A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 24 年 6 月 30 日となっていたので会社に確認したところ、その後資格喪失日を同年 7 月 1 日に訂正した旨回答を受けたが、請求期間は厚生年金保険の保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされている。請求期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 24 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失（訂正）届を日本年金機構に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 12 月 3 日（受付）に提出し、当該届に添付された理由書には、「退職願と出勤簿から確認を致しますと土曜日と日曜日は公休日のため、退職日が 6 月 29 日で処理されていますが、正確には 6 月 30 日の退職となります。」と記載されていることから、請求期間において請求者が同社に在職していたことが認められる。

しかしながら、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者期間は、請求期間（厚生年金保険法第 75 条本文該当月）を除くと 38 月であり、同社から提出された請求者に係る平成 21 年から平成 24 年までの源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）によると、請求者は、38 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、A 社は、厚生年金保険料の控除方法について、「翌々月控除」であり、請求者の請求期間に係る保険料を控除していない旨回答しているところ、オンライン記録により、同社において、平成 24 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の者に係る賃金台帳によると、同年 7 月以降に支給された給与から、2 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、請求者に係る賃金台帳によると、同年 7 月支給の給

与から、1か月分（1万8,053円）のみの厚生年金保険料が控除されている。

さらに、請求期間の年金記録は、厚生年金保険法第75条本文該当記録となっているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険料を源泉控除していたと認められる場合であり、上記のとおり、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことから厚生年金特例法の規定による保険給付の計算の基礎となる記録の訂正は認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。